

災害時の協力に関する協定書

令和6年9月18日

三重県鈴鹿市
三重県農業共済組合

災害時の協力に関する協定書

三重県鈴鹿市（以下「甲」という。）と三重県農業共済組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生した場合において、乙による被害状況確認の協力及び乙の保有する情報の提供と利活用に関し必要な事項について定め、迅速かつ円滑な被災者生活の再建に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は災害時において、乙に対して被災者支援のために必要があると認めたときは、次の各号に定める事項について協力を要請することができる。この場合において、甲が乙から提供を受けた情報については、被災者支援にのみ利活用できるものとする。

- （1）住家については、農業共済事業の加入者に対し乙が実施した損害評価の結果（以下、「損害評価情報」という。）及び被害写真の提供
- （2）農業用施設のうち施設園芸用施設については、損害評価情報及び被害写真の提供並びに農業共済未加入者に係る被害状況の確認
- （3）前号に定める以外の農業用施設については、損害評価情報及び被害写真の提供
- （4）前3号に定めるもののほか、甲乙双方が被災者の生活再建に必要と認めたもの

2 前項の規定による協力及び提供の方法、時期については、甲乙協議のうえ決定する。

（被害状況の判定）

第3条 甲は、乙から提供を受けた事項の利活用の有無にかかわらず、甲の責任において公平、公正かつ迅速な被害状況の判定を行うものとする。

（費用負担）

第4条 この協定により甲乙各自に生じた費用は、各自が負担するものとする。

（災害補償）

第5条 協力業務に従事した者が、その責めに帰すことができない事由により死亡、負傷又は傷病に罹患し障害の状態となった場合の損害賠償は、乙が行うこととする。

（法令遵守）

第6条 甲及び乙は、この協定の履行に際し、個人情報の保護に関する法律その他関係する法令を遵守するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、この協定により知り得た事項を第三者に開示又は漏洩してはならず、協定の有効期間が終了した後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

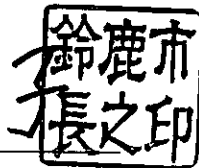
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年9月18日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

末松 則 

乙 三重県津市上浜町六丁目81番地11
三重県農業共済組合
組合長理事

河上 敬二 